

山口県報

平成24年
10月16日
(火曜日)

目 次

告示	一
平成二十四年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正（地域政策課）	一
下関都市計画広場事業の事業計画の変更認可（都市計画課）	一
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	一
土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	三
道路の位置の指定（建築指導課）	四
公告	五
一般競争入札の実施（税務課）	五
特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）	六
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（二件）（県民生活課）	六
契約の締結（物品管理課）	七
公安委公告	七
契約の締結	七

山口県告示第三百九十四号

平成二十四年度地籍調査事業計画に関する告示（平成二十四年山口県告示第百九十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

二 調査地域中「彦島桜ヶ丘町」の下に「彦島塩浜町二丁目、彦島塩浜町三丁目、

彦島塩浜町四丁目」を、「彦島角倉町三丁目」の下に「彦島田の首町一丁目、彦島田の首町二丁目」を、「彦島弟子待町一丁目」の下に「彦島弟子待町二丁目、彦島弟子待町三丁目」を、「彦島弟子待東町」の下に「彦島向井町一丁目、彦島向井町二丁目」を、「彦島山中町二丁目」の下に「菊川町大字下岡枝」を、「菊川町大字下保木」の下に「菊川町大字田部」を、「豊田町大字今出」の下に「豊田町大字大河内」を加える。

山口県告示第三百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画広場事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年十月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 施行者の名称
下関市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
下関都市計画広場事業（下関駅南口交通広場事業）
- 三 事業施行期間
平成二十二年十二月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
下関市竹崎町四丁目

山口県告示第三百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十四年十月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 区域の名称

- 大河内（一）
- 大河内（二）
- 大河内（三）
- 大河内（四）
- 大河内（五）
- 大河内（六）
- 大河内（七）
- 大河内（八）
- 大河内（九）
- 大河内（一〇）
- 大河内（一一）
- 大河内（一二）
- 大河内（一三）
- 大河内（一四）

- (14)、大河内(15)、大河内(16)、大河内(17)、大河内(18)、大河内(19)、大河内(20)、大河内(21)、大河内(22)、大河内(23)、大河内(24)、大河内(25)、大河内(26)、大河内(27)、大河内(28)、大河内(29)、大河内(30)、大河内(31)、大河内(32)、大河内(33)、大河内(34)、大河内(35)、大河内(36)、大河内(37)、大河内(38)、大河内(39)、大河内(40)、大河内(41)、大河内(42)、大河内(43)、大河内(44)、大河内(45)、大河内(46)、大河内(47)、大河内(48)、大河内(49)、大河内(50)、大河内(51)、大河内(52)、大河内(53)、大河内(54)、大河内(55)、大河内(56)、大河内(57)、大河内(58)、大河内(59)、大河内(60)、大河内(61)、大河内(62)、大河内(63)、大河内(64)、大河内(65)、大河内(66)、大河内(67)、大河内(68)、大河内(69)、大河内(70)、奥関屋(1)、奥関屋(2)、奥関屋(3)、奥関屋(4)、奥関屋(5)、奥関屋(6)、奥関屋(7)、小松原(1)、小松原(2)、小松原(3)、小松原(4)、小松原(5)、小松原(6)、小松原(7)、小松原(8)、小松原(9)、小松原(10)、小松原(11)、小松原(12)、小松原(13)、小松原(14)、小松原(15)、小松原(16)、小松原(17)、小松原(18)、小松原(19)、小松原(20)、小松原(21)、小松原(22)、小松原(23)、小松原(24)、小松原(25)、小松原(26)、小松原(27)、小松原(28)、小松原(29)、小松原(30)、小松原(31)、小松原(32)、小松原(33)、小松原(34)、小松原(35)、小松原(36)、小松原(37)、小松原(38)、新清光台(1)、新清光台(2)、新清光台(3)、新清光台(4)、清光台町(1)、清尾(1)、清尾(2)、清尾(3)、清尾(4)、清尾(5)、清尾(6)、清尾(7)、清尾(8)、清尾(9)、清尾(10)、清尾(11)、清尾(12)、清尾(13)、清尾(14)、清尾(15)、中村(1)、中村(2)、中村(3)、中村(4)、中村(5)、中村(6)、中村(7)、中村(8)、中村(9)、中村(10)、中村(11)、原(1)、原(2)、原(3)、原(4)、原(5)、原(6)、原(7)、原(8)、樋口(1)、樋口(2)、樋口(3)、樋口(4)、樋口(5)、樋口(6)、樋口(7)、樋口(8)、樋口(9)、樋口(10)、樋口(11)、樋口(12)、樋口(13)、樋口(14)、樋口(15)、樋口(16)、樋口(17)、樋口(18)、樋口(19)、樋口(20)、樋口(21)、樋口(22)、樋口(23)、樋口(24)、樋口(25)、樋口(26)、樋口(27)、樋口(28)、樋口(29)、樋口(30)、樋口(31)、樋口(32)、八代(1)、八代(2)、八代(3)、八代(4)、八代(5)、八代(6)、八代(7)、八代(8)、八代(9)、八代(10)、八代(11)、八代(12)、八代(13)、八代(14)、八代(15)、八代(16)、八代(17)、八代(18)、八代(19)、八代(20)、八代(21)、八代(22)、八代(23)、八代(24)、八代(25)、八代(26)、八代(27)、八代(28)、八代(29)、八代(30)、八代(31)、八代(32)、八代(33)、八代(34)、八代(35)、八代(36)、八代(37)、八代(38)、八代(39)、八代(40)、八代(41)、八代(42)、八代(43)、八代(44)、八代(45)、八代(46)、安田(1)、安田(2)、安田(3)、安田(4)、安田(5)、安田(6)、安田(7)、安田(8)、安田(9)、安田(10)、安田(11)、安田(12)、安田(13)、安田(14)、安田(15)、安田(16)、安田(17)、安田(18)、安田(19)、安田(20)、安田(21)、安田(22)、安田(23)、安田(24)、安田(25)、安田(26)、安田(27)、安田(28)、安田(29)、安田(30)、安田(31)、安田(32)、安田(33)、安田(34)、安田(35)、安田(36)、安田(37)、安田(38)、安田(39)、安田(40)、安田(41)、安田(42)、安田(43)、安田(44)、安田(45)、安田(46)、安田(47)、安田(48)、安田(49)、安田(50)、安田(51)、安田(52)、安田(53)、安田(54)、安田(55)、安田(56)、安田(57)、安田(58)、安田(59)、安田(60)、安田(61)、安田(62)、安田(63)、安田(64)、安田(65)、安田(66)、安田(67)、安田(68)、安田(69)、安田(70)、安田(71)、安田(72)、安田(73)、安田(74)、安田(75)、安田(76)、安田(77)、安田(78)、安田(79)、安田(80)、安田(81)、安田(82)、安田(83)、安田(84)、安田(85)、安田(86)、安田(87)、安田(88)、安田(89)、安田(90)、安田(91)、安田(92)、安田(93)、安田(94)、安田(95)、安田(96)、安田(97)、安田(98)、安田(99)、安田(100)

- (18)、安田(19)、安田(20)、安田(21)、安田(22)、安田(23)、安田(24)、呼坂(1)、呼坂(2)、呼坂(3)、呼坂(4)、呼坂(5)、呼坂(6)、呼坂(7)、呼坂(8)、呼坂(9)、呼坂(10)、呼坂(11)、呼坂(12)、呼坂(13)、呼坂(14)、呼坂(15)、呼坂(16)、呼坂(17)、呼坂(18)、呼坂(19)、呼坂(20)、呼坂(21)、呼坂(22)、呼坂(23)、呼坂(24)、呼坂(25)、呼坂(26)、呼坂(27)、呼坂(28)、呼坂(29)、呼坂(30)、呼坂(31)、呼坂(32)、呼坂(33)、呼坂(34)、呼坂(35)、呼坂(36)、呼坂(37)、呼坂(38)、呼坂(39)、呼坂(40)、呼坂(41)、呼坂(42)、呼坂(43)、呼坂(44)、呼坂(45)、呼坂(46)
- 二 区域の範囲
- 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 区域の名称
- 大河内(1)、大河内(2)、大河内(3)、大河内(4)、大河内(5)、大河内(6)、大河内(7)、大河内(8)、大河内(9)、大河内(10)、大河内(11)、大河内(12)、大河内(13)、大河内(14)、奥関屋(1)、奥関屋(2)、奥関屋(3)、奥関屋(4)、奥関屋(5)、奥関屋(6)、奥関屋(7)、奥関屋(8)、奥関屋(9)、奥関屋(10)、奥関屋(11)、小松原(1)、小松原(2)、小松原(3)、小松原(4)、小松原(5)、小松原(6)、小松原(7)、小松原(8)、小松原(9)、小松原(10)、小松原(11)、小松原(12)、小松原(13)、小松原(14)、小松原(15)、小松原(16)、小松原(17)、小松原(18)、小松原(19)、小松原(20)、小松原(21)、小松原(22)、小松原(23)、小松原(24)、小松原(25)、小松原(26)、小松原(27)、小松原(28)、小松原(29)、小松原(30)、小松原(31)、小松原(32)、小松原(33)、小松原(34)、小松原(35)、小松原(36)、小松原(37)、小松原(38)、小松原(39)、小松原(40)、小松原(41)、小松原(42)、清尾(1)、清尾(2)、清尾(3)、清尾(4)、清尾(5)、清尾(6)、清尾(7)、清尾(8)、原(1)、原(2)、原(3)、樋口(1)、樋口(2)、樋口(3)、樋口(4)、樋口(5)、樋口(6)、樋口(7)、樋口(8)、樋口(9)、樋口(10)、樋口(11)、樋口(12)、樋口(13)、樋口(14)、樋口(15)、樋口(16)、樋口(17)、樋口(18)、樋口(19)、樋口(20)、樋口(21)、樋口(22)、樋口(23)、樋口(24)、樋口(25)、樋口(26)、樋口(27)、樋口(28)、八代(1)、八代(2)、八代(3)、八代(4)、八代(5)、八代(6)、八代(7)、八代(8)、八代(9)、八代(10)、八代(11)、八代(12)、八代(13)、八代(14)、八代(15)、八代(16)、八代(17)、八代(18)、八代(19)、八代(20)、八代(21)、八代(22)、八代(23)、八代(24)、八代(25)、八代(26)、八代(27)、八代(28)、八代(29)、八代(30)、八代(31)、八代(32)、八代(33)、八代(34)、八代(35)、八代(36)、八代(37)、八代(38)、八代(39)、八代(40)、八代(41)、八代(42)、八代(43)、八代(44)、八代(45)、八代(46)、安田(1)、安田(2)、安田(3)、安田(4)、安田(5)、安田(6)、安田(7)、安田(8)、安田(9)、安田(10)、安田(11)、安田(12)、安田(13)、安田(14)、安田(15)、安田(16)、安田(17)、安田(18)、安田(19)、安田(20)、安田(21)、安田(22)、安田(23)、安田(24)、安田(25)、安田(26)、安田(27)、安田(28)、安田(29)、安田(30)、安田(31)、安田(32)、安田(33)、安田(34)、安田(35)、安田(36)、安田(37)、安田(38)、安田(39)、安田(40)、安田(41)、安田(42)、安田(43)、安田(44)、安田(45)、安田(46)、安田(47)、安田(48)、安田(49)、安田(50)、安田(51)、安田(52)、安田(53)、安田(54)、安田(55)、安田(56)、安田(57)、安田(58)、安田(59)、安田(60)、安田(61)、安田(62)、安田(63)、安田(64)、安田(65)、安田(66)、安田(67)、安田(68)、安田(69)、安田(70)、安田(71)、安田(72)、安田(73)、安田(74)、安田(75)、安田(76)、安田(77)、安田(78)、安田(79)、安田(80)、安田(81)、安田(82)、安田(83)、安田(84)、安田(85)、安田(86)、安田(87)、安田(88)、安田(89)、安田(90)、安田(91)、安田(92)、安田(93)、安田(94)、安田(95)、安田(96)、安田(97)、安田(98)、安田(99)、安田(100)

- (17)、八代(二)18、八代(二)19、八代(二)20、八代(二)21、八代(二)22、八代(二)23、八代(二)24、八代(二)25、八代(二)26、八代(二)27、八代(二)28、八代(二)29、八代(二)30、八代(二)31、安田(一)1、呼坂(一)1、呼坂(一)2、呼坂(一)3、呼坂(一)4、呼坂(一)5、呼坂(一)6、呼坂(一)7、呼坂(一)8、呼坂(一)9、呼坂(一)10、呼坂(一)11、呼坂(一)12、呼坂(一)13、呼坂(一)14、呼坂(一)15、呼坂(一)16、呼坂(一)17

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

八代(三)1、呼坂(三)1

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十四年十月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 区域の名称

- 大河内(一)2、大河内(一)3、大河内(一)4、大河内(一)5、大河内(一)6、大河内(一)7、大河内(一)8、大河内(一)9、大河内(一)10、大河内(一)11、大河内(一)12、大河内(一)13、大河内(一)14、大河内(一)15、大河内(一)16、大河内(一)17、大河内(一)18、大河内(一)19、大河内(一)

- (21)、大河内(一)22、大河内(一)23、大河内(一)24、大河内(一)25、大河内(一)26、大河内(一)27、大河内(一)28、大河内(一)29、大河内(一)30、大河内(一)31、大河内(一)32、大河内(一)33、大河内(一)34、大河内(一)35、大河内(一)36、大河内(一)37、大河内(一)38、大河内(一)39、大河内(一)40、大河内(一)41、大河内(一)42、大河内(一)43、大河内(一)44、大河内(一)45、大河内(一)46、大河内(一)47、大河内(一)48、大河内(一)49、大河内(一)50、大河内(一)51、大河内(一)52、大河内(一)53、大河内(一)54、大河内(一)55、大河内(一)56、大河内(一)57、大河内(一)58、大河内(一)59、大河内(一)60、大河内(一)61、大河内(一)62、大河内(一)63、大河内(一)64、大河内(一)65、大河内(一)66、大河内(一)67、大河内(一)68、大河内(一)69、大河内(一)70、奥関屋(一)1、奥関屋(一)2、奥関屋(一)3、奥関屋(一)4、奥関屋(一)5、奥関屋(一)6、奥関屋(一)7、小松原(一)1、小松原(一)2、小松原(一)3、小松原(一)4、小松原(一)5、小松原(一)6、小松原(一)7、小松原(一)8、小松原(一)9、小松原(一)10、小松原(一)11、小松原(一)12、小松原(一)13、小松原(一)14、小松原(一)15、小松原(一)16、小松原(一)17、小松原(一)18、小松原(一)19、小松原(一)20、小松原(一)21、小松原(一)22、小松原(一)23、小松原(一)24、小松原(一)25、小松原(一)26、小松原(一)27、小松原(一)28、小松原(一)29、小松原(一)30、小松原(一)31、小松原(一)32、小松原(一)33、小松原(一)34、小松原(一)35、小松原(一)36、小松原(一)37、小松原(一)38、新清光台(一)1、新清光台(一)2、新清光台(一)3、新清光台(一)4、清光台町(一)1、清尾(一)1、清尾(一)2、清尾(一)3、清尾(一)4、清尾(一)5、清尾(一)6、清尾(一)7、清尾(一)8、清尾(一)10、清尾(一)11、清尾(一)12、清尾(一)13、清尾(一)14、清尾(一)15、中村(一)1、中村(一)2、中村(一)3、中村(一)4、中村(一)5、中村(一)6、中村(一)7、中村(一)8、中村(一)9、中村(一)10、中村(一)11、原(一)2、原(一)3、原(一)4、原(一)5、原(一)6、原(一)7、原(一)8、樋口(一)1、樋口(一)2、樋口(一)3、樋口(一)4、樋口(一)5、樋口(一)6、樋口(一)7、樋口(一)9、樋口(一)10、樋口(一)11、樋口(一)12、樋口(一)13、樋口(一)14、樋口(一)15、樋口(一)16、樋口(一)17、樋口(一)18、樋口(一)20、樋口(一)21、樋口(一)22、樋口(一)24、樋口(一)25、樋口(一)26、樋口(一)27、樋口(一)28、樋口(一)29、樋口(一)30、樋口(一)31、樋口(一)32、八代(一)1、八代(一)2、八代(一)3、八代(一)4、八代(一)5、八代(一)6、八代(一)7、八代(一)8、八代(一)9、八代(一)10、八代(一)11、八代(一)12、八代(一)13、八代(一)14、八代(一)15、八代(一)16、八代(一)17、八代(一)18、八代(一)19、八代(一)20、八代(一)21、八代(一)22、八代(一)23、八代(一)24、八代(一)25、八代(一)26、八代(一)27、八代(一)28、八代(一)29、八代(一)30、八代(一)31、八代(一)32、八代(一)33、八代(一)34、八代(一)35、八代(一)36、八代(一)37、八代(一)38、八代(一)39、八代(一)40、八代(一)41、八代(一)42、八代(一)43、八代(一)44、八代(一)45、八代(一)46、安田(一)1、安田(一)2、安田(一)3、安田(一)4、安田(一)5、安田(一)6、安田(一)7、安田(一)8、安田(一)10、安田(一)12、安田(一)13、安田(一)14、安田(一)15、安田(一)16、安田(一)17、安田(一)18、安田(一)19、安田(一)20、安田(一)21、安田(一)22、安田(一)23、安田(一)24、呼坂(一)1、呼坂(一)2、呼坂(一)3、呼坂(一)4、呼坂(一)5、呼坂(一)6、呼坂(一)7、呼坂(一)8、呼坂(一)9、呼坂(一)

- 一 区域の名称
 - 大河内(1)、大河内(2)、大河内(3)、大河内(4)、大河内(5)、大河内(6)、大河内(7)、大河内(8)、大河内(9)、大河内(10)、大河内(11)、大河内(12)、大河内(13)、大河内(14)、奥関屋(2)、奥関屋(3)、奥関屋(4)、奥関屋(6)、奥関屋(7)、奥関屋(8)、奥関屋(9)、奥関屋(10)、奥関屋(11)、小松原(1)、小松原(2)、小松原(3)、小松原(4)、小松原(5)、小松原(6)、小松原(8)、小松原(9)、小松原(10)、小松原(11)、小松原(12)、小松原(13)、小松原(14)、小松原(15)、小松原(18)、小松原(19)、小松原(20)、小松原(21)、小松原(22)、小松原(23)、小松原(24)、小松原(25)、小松原(26)、小松原(27)、小松原(28)、小松原(29)、小松原(30)、小松原(31)、小松原(32)、小松原(33)、小松原(34)、小松原(35)、小松原(36)、小松原(37)、小松原(38)、小松原(39)、小松原(40)、小松原(41)、小松原(42)、小松原(43)、小松原(44)、小松原(45)
- 二 区域の範囲
 - 呼坂(10)、呼坂(11)、呼坂(12)、呼坂(13)、呼坂(14)、呼坂(15)、呼坂(16)、呼坂(17)、呼坂(18)、呼坂(19)、呼坂(20)、呼坂(21)、呼坂(22)、呼坂(23)、呼坂(24)、呼坂(25)、呼坂(26)、呼坂(27)、呼坂(28)、呼坂(29)、呼坂(30)、呼坂(31)、呼坂(32)、呼坂(33)、呼坂(34)、呼坂(35)、呼坂(36)、呼坂(37)、呼坂(38)、呼坂(39)、呼坂(40)、呼坂(41)、呼坂(42)、呼坂(43)、呼坂(44)、呼坂(45)
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称
 - 大河内(1)、大河内(2)、大河内(3)、大河内(4)、大河内(5)、大河内(6)、大河内(7)、大河内(8)、大河内(9)、大河内(10)、大河内(11)、大河内(12)、大河内(13)、大河内(14)、奥関屋(2)、奥関屋(3)、奥関屋(4)、奥関屋(6)、奥関屋(7)、奥関屋(8)、奥関屋(9)、奥関屋(10)、奥関屋(11)、小松原(1)、小松原(2)、小松原(3)、小松原(4)、小松原(5)、小松原(6)、小松原(8)、小松原(9)、小松原(10)、小松原(11)、小松原(12)、小松原(13)、小松原(14)、小松原(15)、小松原(18)、小松原(19)、小松原(20)、小松原(21)、小松原(22)、小松原(23)、小松原(24)、小松原(25)、小松原(26)、小松原(27)、小松原(28)、小松原(29)、小松原(30)、小松原(31)、小松原(32)、小松原(33)、小松原(34)、小松原(35)、小松原(36)、小松原(37)、小松原(38)、小松原(39)、小松原(40)、小松原(41)、小松原(42)、清尾(2)、清尾(3)、清尾(4)、清尾(5)、清尾(6)、清尾(7)、清尾(8)、原(1)、原(2)、原(3)、樋口(1)、樋口(2)、樋口(4)、樋口(5)、樋口(6)、樋口(7)、樋口(8)、樋口(9)、樋口(10)、樋口(11)、樋口(12)、樋口(13)、樋口(14)、樋口(15)、樋口(16)、樋口(17)、樋口(18)、樋口(19)、樋口(20)、樋口(21)、樋口(22)、樋口(23)、樋口(24)、樋口(25)、樋口(26)、樋口(27)、樋口(28)、八代(1)、八代(2)、八代(3)、八代(4)、八代(5)、八代(6)、八代(7)、八代(8)、八代(9)、八代(10)、八代(11)、八代(12)、八代(13)、八代(14)、八代(15)、八代(16)、八代(17)、八代(18)、八代(19)、八代(20)、八代(21)、八代(22)、八代(23)、八代(25)、八代(26)、八代(27)、八代(28)

- 二 区域の範囲
 - 代(28)、八代(29)、八代(30)、安田(1)、呼坂(1)、呼坂(2)、呼坂(3)、呼坂(5)、呼坂(6)、呼坂(7)、呼坂(8)、呼坂(9)、呼坂(10)、呼坂(11)、呼坂(12)、呼坂(13)、呼坂(14)、呼坂(15)、呼坂(16)、呼坂(17)
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。
平成二十四年十月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市叶松二丁目三三三の二八の二部 三三三の二六六及び三三三の二七三	五・〇～九・〇	一、九二七・三	一一、六五四・四六
山陽小野田市中川三丁目六六五〇の一七の二部及び六六五〇の二〇	四・〇	四二・一	一六七・二二
山陽小野田市新生一丁目一六三五の六	四・〇～四・一	九五・三	三六八・〇七
山陽小野田市中川六丁目六七一六の一	四・〇～六・〇	九八・〇	四八九・四五
山陽小野田市大字小野田字奥若山三二の三六九及び字若山一番五一七二の二	五・八 一〇・六	一六三・〇	一、一三四・九八
山陽小野田市住吉本町二丁目六〇五七の一	四・〇	四三・三	二〇一・〇七

山陽小野田市叶松一丁目三二七の二の 一部	四・九	七九・三	三九六・七二
山陽小野田市叶松一丁目三二七の一の 一部	四・七・四・九	九二・五	四五四・四三



(四九二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十四年十月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる業務の委託
 - 業務の名称及び数量
 - 自動車税納税通知書等作成業務 一式
 - 業務の内容
 - (二) 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 履行期間
 - (四) 契約締結の日の翌日から平成二十八年三月三十一日までの間
 - (五) 履行場所
 - (六) 契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格
 - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 - (三) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百

七十一号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十四年山口県告示第四十三号)に基づき資格審査において、業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十四年十月十六日から同年十一月二十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十一年四月一日から平成二十四年十月十六日までの間に、国、普通地方公共団体又は特別区の委託を受けて一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績(施行中であるものを含む。)を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部税務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総務部税務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部税務課

(三) 受領期限

平成二十四年十一月二十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十四年十一月二十七日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室

(二) 日時

平成二十四年十一月二十七日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者 山口県知事 山本繁太郎
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否 要
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十四年十一月五日午後五時十五分までに山口県総務部税務課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十四年十一月十四日までに発送する。
 - 1 入札参加資格確認申請書
 - 2 納税証明書
 - 3 一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績について記載した書類
- (五) 契約保証金 免除する。
- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、山口県総務部税務課(電話〇八三一九三三―二二八八)に問い合わせる。
 - 十一 Summary
 - (1) Division in charge of the contract: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Nature of the service to be required: Making automobile tax notices
 - (3) Term of the contract: From the day after the contract through March 31, 2016

(4) Delivery place: The place appointed by Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2288)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. November 26, 2012 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M. November 27, 2012)

(四九三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年十一月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年九月二十四日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称	たんぼぼわたげの会
代 表 者 の 氏 名	中元 敬子
主たる事務所の所在地	岩国市周東町下久原八三〇番地の一
 - 三 定款に記載された目的

地域住民に対して、安心して子供を産み育てられる社会の実現のために保育に関する事業を行い、子供の健全育成に寄与すること。
- (四九四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
- 変更後の定款は、平成二十四年十一月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人八起の会

代 表 者 の 氏 名 福富 壽

主たる事務所の所在地 下関市安岡町一丁目一番一―号

(四九五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十一月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人総合格闘術吉田流平尾塾

代 表 者 の 氏 名 平尾富志男

主たる事務所の所在地 下関市秋根新町七番二―号

(四九六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十四年十月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一―号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十四年八月十六日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号

六 落札金額

一億二千五百八十七万四千元

七 入札公告日

平成二十四年七月六日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十四年十月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一―号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

運転免許業務用端末装置 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 四 落札者を決定した日
平成二十四年八月三十一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 六 落札金額
九千七百七十一万三千円
- 七 入札公告日
平成二十四年七月二十日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 山本繁太郎
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格

平成二十四年十月十六日印刷
平成二十四年十月十六日発行

発行所

山口県知事庁